

確定申告を行う予定のある方へ

資料 2

令和 7 年 1 月 24 日

おむつ代の医療費控除について

確定申告で「おむつ代」を医療費控除の対象とするには、寝たきり状態にあること及び治療上おむつの使用が必要であることを証明するために、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、以下の要件をすべて満たす場合には、「おむつ使用証明書」に代わる書類として、犬山市が確認書を発行できる場合があります。

要件①犬山市の要介護認定・要支援認定を受けている

要件②要介護認定の際に「寝たきり」と主治医から判断されている。

要件③要介護認定の際の主治医の意見において、

- ・「失禁への対応」として「カテーテル」の使用が記載されている

または

- ・現在の状況（今後の見込み）として「尿失禁」が記載されている

上記の要件に該当するか確認を行いますので、確認書の発行を希望される場合は、事前に犬山市高齢者支援課 (0568-44-0326) までご連絡ください。

詳細は市ホームページ

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/kaigo/1000129/1011487.html>

